## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	固定資産税課税に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、固定資産税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応 計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場 合の復旧と再発防止策をとります。

#### 評価実施機関名

座間市長

#### 公表日

令和3年9月1日

#### T 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税課税に関する事務					
②事務の概要	地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び地方税法に基づく座間市市税条例(昭和60年10月1日条例第42号)により、賦課期日に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有し、登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録されている者に対し、固定資産の価格を基に算定された固定資産税、都市計画税の賦課を行っている。固定資産税、都市計画税賦課に関連し、減免事務や諸証明等を発行している。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 固定資産税の減免					
③システムの名称	(1) 固定資産税課税システム (2) 宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
固定資産税課税管理ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 第16項					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  <別表第2における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法による賦課徴収」とある項第27の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	企画財政部固定資産税課					
②所属長の役職名	固定資産税課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ケ丘一丁目1番1号 25046-252-8144(直通)					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	座間市企画財政部固定資産税課 〒252-8566 座間市緑ケ丘一丁目1番1号 <b>25</b> 046-252-8043、8047(直通)					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			平成31年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	<b>直点項目評</b> (	<b>西書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載</b>			
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じが	- 入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	・通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	様式変更に伴う再評価			事前	
令和3年9月1日	4②法令上の根拠1	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	